

新 監 査 第 322 号  
平成 28 年 8 月 29 日

請求人 様

|         |         |
|---------|---------|
| 新潟市監査委員 | 貝 瀬 壽 夫 |
| 同       | 宮 本 裕 将 |
| 同       | 水 澤 仁   |
| 同       | 小 泉 仲 之 |

### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

平成 28 年 7 月 21 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず受理できないものと決定しましたので、通知します。

### 記

#### 第 1 請求の内容

##### 1 請求の提出日

平成 28 年 7 月 21 日

##### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項から、請求の要旨を次のように理解しました。

##### （1）主張事実

ア 西蒲原福祉事務組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越障害福祉事務組合、さくら福祉保健事務組合及び新潟県中東福祉事務組合が、市長個人に議員報酬を支払った件について、新潟市長は議会出席という労務を提供しないまま報酬を取得し、不当利得を得ている。

イ 市長個人は、新潟市長のあて職として上記組合の議員となり報酬を受け取ってきたが、議会には出席せず、代わりに新潟市職員が出席してきた。この職員が当該議会に出席するための時間については、職務専念義務免除が認められるものではないにもかかわらず新潟市から給与が支給されていることから、違法な給与支出であり、新潟市には損害が発生している。

ウ 市長個人は、故意または過失により職員に違法な他団体用務への従事をさせ、

新潟市に職員給与分の損害を与えた。

エ 以上により、新潟市は市長個人に対し不当利得返還請求権あるいは損害賠償請求権を有しているが、新潟市長はその請求を怠っている。

## (2) 措置請求

一部事務組合から市長個人に支給された報酬 148 万 6,186 円について、不当利得返還請求あるいは損害賠償請求するよう新潟市長に勧告することを求める。

## 第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象行為

住民監査請求制度について定めた法第 242 条第 1 項においては、住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されています。

たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはなりません（最高裁平成 6 年 9 月 8 日判決）。

また、同条第 2 項において、対象となる行為のあった日又は終わった日から 1 年以内に請求する必要がある、その期間が経過したときは、正当な理由がある場合に限り請求することができるものとされています。

さらに、一部事務組合の処理する事務は、もはや組合を構成する地方公共団体の事務ではないため、構成地方公共団体の監査委員の監査権限は及びません。

### 2 新潟市長が一部事務組合議会の議員として受け取った報酬について

本件請求に係る対象行為に関し、新潟市長が一部事務組合の議員として支給を受けた報酬については本市の公金支出等ではなく、本市に係る財務会計上の行為には当たりません。また、これにより本市に損害が発生するものでもありません。

加えて、措置請求書に記載された議員報酬の大半は、支出が行われた日から 1 年以上経過したものですが、措置請求書には法第 242 条第 2 項に規定する「正当な理由」についての記載もありません。

### 3 一部事務組合の議会に傍聴のために出席した市職員について

市職員は、当該組合の構成団体である本市の所管部署の職員として、組合の運営や業務の状況を把握するために組合議会を傍聴したものであり、本市職員の職務上

の行為であることから、職務専念義務に違反しないことは明らかです。

また、新潟市職員としての職務の一環で傍聴した職員について、一部事務組合の議会がどのような扱いをしたかは新潟市監査委員の監査権限の及ばないところでもあります。

#### 4 請求人の主張について

「新潟市は市長個人に対し不当利得返還請求権あるいは損害賠償請求権を有している」との請求人の主張は、法的根拠を欠くものであり、失当と言わざるを得ません。

#### 5 結論

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求の要件を満たさないものであり、受理することはできません。